

平成22年度第3回役員会 議事要旨

日時 平成22年6月7日(月) 13時30分～14時18分
場所 学長室
出席者 山本学長, 和田理事, 中村理事
欠席者 大矢理事
陪席者 奥田副学長, 齊藤事務局長, 土橋監事

議事に先立ち、山本学長から、議題「国立大学法人小樽商科大学旅費に関する事務取扱細則の一部改正(案)について」のタイトルについて、審議内容を明確にする標記とするため、「旅費に関する支度料及び着後手当の取扱いの変更について」に変更する旨、説明がなされた。

続いて、事前に配付している前回(5月24日)開催の平成22年度第2回役員会の議事要旨の確認が行われた。

協議事項

1. 国立大学法人小樽商科大学就業規則関連規程等の一部改正(案)について

山本学長から、「職員の勤務時間、休暇規程」、「職員の育児休業等に関する規程」及び「非常勤職員就業規則」の一部改正について、提案がなされた。

内容については、総務課長から、審議資料1に基づき、説明がなされた。引き続き、意見交換等が行われた。

【主な意見交換の内容等】

- ・職員にとっては、子育てや介護に取り組むための環境作りは好ましいことである。
- ・特に短期介護休暇が特別休暇として新設されたことは、職員にとっては有益である。

続いて、審議が行われ、原案どおり、「職員の勤務時間、休暇規程」、「職員の育児休業等に関する規程」及び「非常勤職員就業規則」の一部改正を行うという方針が承認された。

承認後、山本学長より、本件については、本学の教職員の就業規則等に関することであるため、過半数代表者への説明・意見聴取を経て、最終的には6月30日(水)教授会等終了後(概ね16時頃)に臨時役員会を開催し、議決する予定である旨、補足説明がなされた。

2. 旅費に関する支度料及び着後手当の取扱いの変更について

山本学長から、外国出張の支度料の支給要件及び国内における赴任旅費にかかる着後手当の支給日数を決定する基準を変更することについて、提案がなされた。

内容については、財務課課長代理から、審議資料2に基づき、説明がなされた。

引き続き、意見交換等が行われた。

【主な意見交換の内容等】

- ・年間の海外渡航数は何件くらいあるのか。
- ・年間で、おおよそ40件から50件程度である。
- ・支度料の支給制度については、昭和25年頃に創設されたものであり、いつの間にか出張者の既得権になってしまっている。
- ・支度料の改正については、国では細則により改正したようであるが、本学では、本則そのものを改正することを考えている。
- ・多くの場合、教員の外国出張旅費は個人研究費から支出されているので、自ずと抑制がかかっていることになる。そのため、権利が乱用されることはありえない。

続いて、審議が行われ、原案どおり、外国出張の支度料の支給要件及び国内における赴任旅費にかかる着後手当の支給日数を決定する基準を変更するという方針が承認された。

承認後、山本学長より、本件については、本学の教職員の就業規則等に関する事項であるため、6月21日(月)に開催予定の経営協議会で審議することになる旨、説明がなされた。

また、本件が経営協議会で承認された場合には、過半数代表者への説明・意見聴取を経て、最終的には6月30日(水)教授会等終了後(概ね16時頃)に臨時役員会を開催し、議決する予定である旨、補足説明がなされた。

3. 国立大学法人小樽商科大学会計規程の一部改正(案)について

山本学長から、本学会計規程において、施設の設置等に必要な費用に充てるために長期借入ができるよう、また、学長等の責任所在を明らかにするよう、所用の改正を行うことについて、提案がなされた。

内容については、財務課課長代理から、審議資料3に基づき、説明がなされた。

引き続き、意見交換等が行われた。

【主な意見交換の内容等】

- ・今まで、本学の会計規程には長期借入の規定がなかったので、この

度、新たに整備するものである。

- ・国立大学法人への移行後には、施設等の使用料収入があり、それにより償還できるものについては、長期借入が出来るようになった。
- ・当初、本学では、長期借入は想定していなかったが、この度の学生寮の建設に伴い、長期借入の必要性が生じた。
- ・会計規程の一部改正の施行日については、経営協議会及び役員会の承認予定日である6月21日を予定している。

続いて、審議が行われ、原案どおり、本学会計規程を一部改正するという方針が承認された。

承認後、山本学長より、本件については、本学の経営に関する事項であるため、6月21日（月）に開催予定の経営協議会で審議することになる旨、説明がなされた。

また、本件が経営協議会で承認された場合には、同日に開催される役員会に附議し、議決する予定である旨、補足説明がなされた。

4. その他

山本学長から、次回の役員会については、6月21日（月）経営協議会終了後に開催する予定である旨、発言があった。

引き続き、役員懇談会が行われた。

以 上